

大和市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

大和市長 大木 哲

大和市条例第6号

大和市市税条例等の一部を改正する条例

(大和市市税条例の一部改正)

第1条 大和市市税条例(平成2年大和市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第10項第5号及び第6号中「附則第15条第32項第1号」を「附則第15条第33項第1号」に改め、同項第7号及び第8号中「附則第15条第32項第2号」を「附則第15条第33項第2号」に改め、同項第9号中「附則第15条第32項第3号」を「附則第15条第33項第3号」に改め、同項第10号中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同項第11号中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同項第12号中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同項第13号中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第23項(見出しを含む。)中「平成35年度」を「令和5年度」に改め、同項を附則第24項とし、附則第22項を附則第23項とする。

附則第21項中「さらに」を「更に」に改め、同項を附則第22項とし、附則第15項から第20項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第14項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を附則第15項とする。

別表期間の欄中「平成33年12月31日」を「令和3年12月31日」に改め、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人 大和市サッカー協会	大和市西鶴間六 丁目16番6号	平成31年1月1日から 令和6年9月30日まで
------------------------	--------------------	----------------------------

(大和市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大和市市税条例の一部を改正する条例(平成30年大和市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中大和市市税条例附則第11項の改正規定を次のように改める。

附則第11項を附則第14項とする。

第1条中大和市市税条例附則第10項を附則第12項とする改正規定及び附則第9項を改め、同項を附則第11項とし、附則第8項の次に2項を加える改正規定を次のように改める。

附則第10項を附則第13項とする。

附則第9項の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項第1号中「が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「に対する当該軽自動車
が最初の法第444条第3項に規定する」に、「軽自動車税」を「種別割に係る第

31条の規定の適用」に改め、同号の表中

「
第31条第2号ア(ウ)
」

を

「

第31条第2号ア(ウ) a (a) (a)
第31条第2号ア(ウ) a (b)
第31条第2号ア(ウ) b (a)
第31条第2号ア(ウ) b (b)

に改め、同項第2号から第4号までを次のよう

に改める。

(2) 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第31条の規定の適用については、当該軽自動車
が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、
当該軽自動車
が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、
次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第31条第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第31条第2号ア(ウ) a (a)	6,900円	1,800円
第31条第2号ア(ウ) a (b)	10,800円	2,700円
第31条第2号ア(ウ) b (a)	3,800円	1,000円
第31条第2号ア(ウ) b (b)	5,000円	1,300円

(3) 法附則第30条第3項各号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この号及び次号において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第31条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第31条第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第31条第2号ア(ウ) a(a)	6,900円	3,500円
第31条第2号ア(ウ) a(b)	10,800円	5,400円
第31条第2号ア(ウ) b(a)	3,800円	1,900円
第31条第2号ア(ウ) b(b)	5,000円	2,500円

(4) 法附則第30条第4項各号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前号の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第31条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第31条第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第31条第2号ア(ウ) a(a)	6,900円	5,200円
第31条第2号ア(ウ) a(b)	10,800円	8,100円
第31条第2号ア(ウ) b(a)	3,800円	2,900円
第31条第2号ア(ウ) b(b)	5,000円	3,800円

附則第9項第5号から第7号までを削り、同項を附則第12項とし、附則第8項の次に次の3項を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

9 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第4条から第9条までの規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行う。

(軽自動車税の環境性能割に係る課税免除)

10 当分の間、神奈川県が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

11 法附則第29条の10第1項の規定により軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務を神奈川県知事が行う場合、市長は、第30条の2の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対して、軽自動車税の環境性能割を減免する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。